
平成24年 第3回(定例)由布市議会会議録(第5日)

平成24年9月21日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成24年9月21日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 認定第1号 平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成23年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 議案第56号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第57号 由布市防災会議条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 由布市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 平成24年度由布市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第8 議案第60号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第61号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第62号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第63号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第64号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第65号 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)
- 追加日程
- 日程第1 発議第5号 東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書
- 日程第2 発議第6号 陸上自衛隊自衛官定数の増加を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 認定第1号 平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成23年度由布市水道事業会計収支決算の認定について
- 日程第4 議案第56号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について

- 日程第5 議案第57号 由布市防災会議条例の一部改正について
- 日程第6 議案第58号 由布市災害対策本部条例の一部改正について
- 日程第7 議案第59号 平成24年度由布市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第60号 平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第61号 平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第62号 平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第63号 平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第64号 平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第65号 平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）

追加日程

- 日程第1 発議第5号 東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書
- 日程第2 発議第6号 陸上自衛隊自衛官定数の増加を求める意見書
- 日程第3 閉会中の継続審査・調査申出書

出席議員（20名）

1番 鷲野 弘一君	2番 廣末 英徳君
3番 甲斐 裕一君	4番 長谷川建策君
5番 二ノ宮健治君	6番 小林華弥子君
7番 高橋 義孝君	8番 新井 一徳君
9番 佐藤 郁夫君	10番 佐藤 友信君
11番 溝口 泰章君	12番 西郡 均君
13番 渕野けさ子君	14番 太田 正美君
15番 佐藤 正君	16番 佐藤 人已君
17番 田中真理子君	18番 利光 直人君
20番 工藤 安雄君	21番 生野 征平君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

局長 秋吉 孝治君

書記 江藤 尚人君

書記 三重野鎌太郎君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	島津 義信君
教育長	清永 直孝君	総務部長	佐藤 式男君
総務課長	麻生 正義君	財政課長	梅尾 英俊君
総合政策課長	溝口 隆信君	会計管理者	佐藤 忠由君
産業建設部長	工藤 敏文君	健康福祉事務所長	衛藤 義夫君
環境商工観光部長	相馬 尊重君	挾間振興局長	志柿 正蔵君
庄内振興局長	工藤 浩二君	湯布院振興局長	松本 文男君
教育次長	森山 泰邦君	消防長	大久保一彦君
代表監査委員	土屋 誠司君		

午前10時00分開議

○議長（生野 征平君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日です。議員及び執行部各位には連日の審査、また現地調査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は20名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第5号により行います。

○議長（生野 征平君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願3件、陳情4件につき、各委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 皆さん、おはようございます。議会最終日となりました。けさの由布院は最低気温が14度近くで、朝霧が盆地一面に漂っておりました。総務常任会委員長の太田正美です。陳情審査報告をいたします。

本委員会に付託の陳情3件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条

第1項の規定により報告します。

審査日時、平成24年9月18日。場所、庄内庁舎第6会議室。出席者、私以下、総務委員会全員であります。書記、議会事務局。

審査結果、受理番号2、受理年月日、平成24年2月20日、件名、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情書（継続分）。同じく受理番号4、受理年月日、平成24年6月5日、件名、大村競艇場外発売場設置に関する陳情（継続分）。

委員会の意見、2つの陳情は、大村競艇場の場外発売場について、議会に建設反対の意向表明を求める陳情と、設置に同意を求める陳情という、相反する2つの陳情です。

委員会では、仲介業者に対して設置に対する考え方や現状についての説明を求め、また、同意を求める地元自治区はどこなのか、業者の認識についてたどりました。

審査では、地元がこれ以上混乱しないうちに早急に結論を出すべきだという意見と、逆に、地元の考え方が統一されていない現状での判断は時期尚早であるという意見が出されました。現時点で採択・不採択の結論を出すべきかどうかで多くの議論がなされました。

いろんな意見が出されましたが、現時点で判断すれば地元が割れてしまい、わだかまりを残す可能性が高いという意見と、執行部が設置するとした検討委員会での協議経過を見守りたいとの意見が多数となりました。

慎重に審査した結果、継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、受理番号5、受理年月日、平成24年6月13日、件名、由布市発注の公共工事に対する地元建設関連企業の受注機会の拡大に関する陳情書（継続分）。

委員会の意見、本陳情は、由布市が発注する公共事業について、市内関連企業の受注機会の拡大について格段の配慮を願うものです。

陳情項目の中に由布市の競争入札参加者資格等に関する規定に抵触する内容が幾つか含まれていることから、再度内容の検討が必要として継続審査としました。

その後、陳情内容について建設業協会と執行部との協議が持たれ、規定に触れる幾つかの項目については双方が理解したとの報告を受けました。

現在の経済情勢の中で、建設業界は長年にわたり厳しい状況が続いており、表題部の願意については委員会としても十分理解できるものとして、今後も可能な限り地元業者への発注を求めることとし、全員一致で趣旨採択すべきものと決定しました。どうぞ御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生常任委員長、小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） おはようございます。教育民生常任委員長の小林華弥子

です。それでは、陳情審査について報告いたします。

陳情審査報告書、本委員会に付託の陳情審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

審査日時、平成24年9月18日。場所、湯布院庁舎2階会議室。出席者は、私以下、教育民生常任委員全員です。書記、議会事務局。

陳情（継続審査分）、受理番号3、受理年月日、平成24年5月18日、件名、学校用地の返還について。

当陳情は、湯布院の塚原小学校の学校用地の一部が個人名義となっており、相続人から土地を返還してほしいという旨の要望内容です。

学校用地が個人名義となっている事情や背景などについて、担当部局のほうで調べたとのことでしたが、過去の経緯などには不明な点も多くありました。

ただ、塚原小学校用地については、長い歴史を経て現在の状態にあることを鑑みると、さまざまな要因から所有権移転がなされていなかったと思われまます。

また、今後において、過去の経緯を明らかにしていくことは困難であり、現在の状況から判断したときに、陳情の願意である学校用地の相続人への返還はふさわしい措置とは思えません。よって、当陳情は不採択すべきものと決しました。

なお、地域の大切な学校教育の場でもあり、子供たちの健やかな育成を一番に考えられ解決されることを望みます。

審査結果は、不採択すべきものと決定です。どうか御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） おはようございます。産業建設常任委員長の佐藤友信です。ただいまより請願審査の報告をいたします。

本委員会に付託の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告いたします。

日時、平成24年9月13日、9月18日。場所、挾間庁舎3階会議室。出席者は委員全員です。書記は表記のとおりです。

請願受理番号3、受理年月日、平成24年6月1日、件名、商工会合併に係る商工会館の取得及び増改築等資金の補助について（継続審査分）です。

本請願は、商工会合併に伴う由布市商工会館建設の補助に係る請願である。

平成25年4月に新商工会発足を控え、それに見合う本所となる商工会館の必要性は認めるところである。今回、由布市商工会館の増改築工事に係る書類が提出され、具体的な計画が委員会

で明確にされた。

委員会としても願意は理解していることから、慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定した。

受理番号4、受理年月日、平成24年6月5日、件名、市道認定に関する請願について（継続審査分）です。

本請願は、湯布院町川南174番地1から川南220番地2までの里道の市道編入を求めるもの。本路線は、交通量の増加に伴い、維持、整備に苦慮しているという説明を受けた。

今回、地元自治委員から、全ての里道隣接住民からの同意を得られたとの報告を受け、地元住民の総意形成が十分になされていることが確認できた。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定した。

受理番号5、受理年月日、平成24年8月21日、件名、庄内町野畑地区農道の市道認定に係る請願。

本請願は、市道灰塚線から瓜生田上上淵を結ぶ区間延長約268メートルの農道について、市編入を求めるもの。

9月13日に現地確認を行い、地元の方々の説明を受けた。本路線は、地域住民の生活道として必要不可欠な道路であり、また迂回路としても利用されることから重要道路であることが確認された。

慎重審査の結果、全員一致で採択すべきものと決定した。

以上、審査経過と結果について報告いたしました。御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることをお願いいたします。

まず、請願受理番号5、庄内町野畑地区農道の市道編入に係る請願を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号5を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号5、庄内町野畑地区農道の市道編入に係る請願は採択することに決定いたしました。

次に、継続審査となっていました請願受理番号3、商工会合併に係る商工会館の取得及び増改築等資金の補助についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 商工会館で、庄内あるいは湯布院の商工会館というのはよく知らないんですけども、挾間には立派な商工会館があります。そういう現在の商工会館の有効活用等について議論されたのか。それは別として、これだけを議論したのかどうか、その辺を知りたいんですが。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 産業建設常任委員長です。3町の商工会の合併に関しまして、役所の本庁の位置が、本庁であるということで、庄内の商工会館を本所にするということで、増改築をするという見積もり等、また図面等が提出されました。そういう中で、この前のあの利光議員の一般質問の中でもありましたように、本庁の位置が庄内ということでもありますので、その審査をいたしました。

残された湯布院、挾間をどうするかという審議はしておりません。

以上で報告を終わります。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 今気になるのは、その利光議員が一般質問で云々ということを行いましたけれども、基本的に本庁舎を庄内にしようとしたのは市長だけで、皆さんそれに賛同したわけでも何でもない。そういういろんな意見があるのは当然なんですけれども、委員会では、その辺については皆さんがそれで理解、納得したということなんですか、委員さん全員が。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 委員会で話しました。見積もり等、また図面等を見せていただきました。庄内の商工会の敷地が、ちょっと、家屋が狭いということで、増築ということも入っております。そういう中で、商工会発展のためには、本庁方式をとってきちっとやるべきじゃないかということを議員みんな確認をしました。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） まず、前提が間違ってると思います。当然本庁舎のところにその商工会館をつくるということは、その本庁舎がまさに決まってからそういうことをやるべきで

あって、今はその本庁舎もまだ、どうこうするというのは市長が勝手に言ってるだけの話で、それを皆さんが、全員が合意しているわけでも何でもありません。

そういう点でいえば時期尚早、こんな庄内を前提にした商工会館の増改築にかかわるそういう資金等の補助については、採択すべきでないというふうに考えます。反対討論といたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより請願受理番号3を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号3、商工会合併に係る商工会館の取得及び増改築等資金の補助については採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっていました請願受理番号4、市道認定に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 委員長にお尋ねいたします。

地元自治委員から、全ての里道隣接住民からの同意を得られたというふうに報告を受けたとあります。通常、隣地同意は、その口頭ではなくて、きちっとした書面で示すことが前提だというふうに私は考えます。従来も、同意されとったはずにもかかわらずできなかったという事例も何件かありました。その辺は委員会ではどのようにチェックしたのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 産業建設常任委員長です。まず、自治委員さんから、隣接の同意が全て得られたという報告を受けました。それから、紹介議員さんもうちの委員会にはいます。そういう中で、その議員さんからも、全部できましたという報告を受けております。特別書面等はいただいております。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 具体的に隣接者は何名いて、対象者がどのくらいいるのか、それだけ確認したいんですが。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 隣接地にお寺があります。お寺の中で檀家さんがお墓を持つてるということで、その人たちが交通量が多くなるんじゃないかという心配等あったというふうに聞いています。住職さんも、そういうことを気づかって、一度はよかったんだけど、悪か

ったんじゃないかとかいうような話が、前回の6月議会でありました。

今回は、お寺の住職さんも全て納得できて、市道認定がよかろうという話を聞いております。前にひっかかったのはそこだけです。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号4を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、請願受理番号4、市道認定に関する請願については採択することに決定いたしました。

次に、継続審査となっていました陳情受理番号2、競艇の場外発売場建設反対に関する陳情書は、引き続き継続審査です。

次に、継続審査となっていました陳情受理番号3、学校用地の返還についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 陳情者、請願者が表現が不十分というのはわかるんですけども、学校用地という場合、これから学校を建てるという用地を指すんであって、既に建っているところは学校の敷地というふうになるんだというふうに思うんですけども、その辺では、委員会は全く何の話題にもならなかったんでしょうか。陳情者そのものが使った用語をそのまま陳情の意見でも書いていますけれども、そのことについて委員長にお尋ねいたします。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） お答えします。

学校用地という文言につきましては、国土調査による地籍調査表に地目として学校用地というふうに表記されております。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号3を採決します。この陳情に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。陳情受理番号3を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立0名〕

○議長（生野 征平君） 起立少数です。よって、陳情受理番号3、学校用地の返還については不採択とすることに決定いたしました。

次に、継続審査となっていました陳情受理番号4、大村競艇場外発売場設置に関する陳情書は、引き続き継続審査です。

次に、継続審査となっていました陳情受理番号5、由布市発注の公共工事に対する地元建設関連企業への受注機会の拡大に係る陳情を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号5を採決します。この陳情に対する委員長報告は趣旨採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、陳情受理番号5、由布市発注の公共工事に対する地元建設関連企業への受注機会の拡大に係る陳情は趣旨採択とすることに決定いたしました。

○議長（生野 征平君） 次に、日程第2、認定第1号平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてから日程第13、議案第65号平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）までの12件を一括議題とします。

付託しております各議案について、各委員長にそれぞれの議案審査にかかわる経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田正美君。

○総務常任委員長（太田 正美君） 総務常任委員長の太田正美です。委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

審査日時、平成24年9月13日、14日、18日の3日間であります。場所、庄内庁舎第6会議室。出席者、総務委員全員であります。担当課は関係各課です。書記、議会事務局。

審査結果、事件番号、認定第1号、件名、平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

経過及び理由、平成23年度由布市一般会計の歳入歳出決算について、一般会計の主な財政指標について、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、前年度に比較して4.4%改善され、90.9%でした。これは前年度に比して、公債費、人件費、扶助費等が増加し、算式の分母となる臨時財政対策債が減となったためです。自治体の財政力の強弱を示す財政力指数は、基準財政需要額の伸びによって、前年度に比較して0.012ポイント下がって、0.485となっています。

決算収支の内容について、一般会計の歳入の主なものについて、1款の市税は、全体では前年度に比べ微増となっているが、景気低迷による影響で市民税の個人分は、落ち込みを見せた前年度よりさらに3,200万円の減となっています。一方、市民税の法人分、固定資産税、たばこ税等は伸びを示しています。委員から、市税は歳入の根幹をなすものであり、収納率向上に向けて引き続き市民の納税意識の向上に努めるとともに、悪質な滞納者については、厳正な収納対策を講じるよう意見がなされています。

15款の国庫支出金は2,647万6,000円の増。要因としては、子ども手当負担金等の増により国庫負担金が3,784万9,000円の増額。一方、国庫補助金が合併対策事業補助金等、子ども手当事務交付金等の減により1,084万円の減となっています。

16款の県支出金は大きく3億8,220万1,000円の減額となっています。要因としては、県補助金の保育所緊急整備事業補助金等、経営構造対策事業補助金（パブリカ事業）の皆減、県委託金の参議院議員選挙交付金等の減などによるものです。

歳入総額は174億176万3,000円となり、前年度に比べ16億8,495万2,000円、率にして8.8%の減となっています。

歳出について、2款総務費については、1億5,084万8,000円の大きな増となっています。総務管理費が大きく伸びており、文書広報費の重点雇用創出事業「ゆふばん」による増、財産管理費の国民宿舎解体事業等による増、電子計算費の地域情報基盤整備事業による増等によるものです。

歳出は、歳出総額166億6,556万5,000円、前年度に比べ15億4,000万8,000円、率にして8.8%の減となっています。

一般会計について、歳入歳出の形式収支額が7億3,619万8,000円、この額から翌年度に繰り越すべき財源の翌年度繰越金9,256万8,000円を差し引いて、実質収支額は6億

4,363万円となっています。

不用額について、予算要求時や年度途中での見込み困難なものもあるが、限られた財源の効果的な運用を図るためにも、適正な予算編成及び執行を求めます。また、決算審査意見書で指摘された事項について、適切な是正・改善を行い、行財政運営に反映させることを求める意見がなされています。

原案に反対する意見として、顧問弁護士を年間通じて配置すべきでないという意見。基準外の繰入金を削減するような審査意見書や執行部の方針は認められないという意見。また、合併以前の湯布院の住宅新築資金の滞納分についての対策ができていない等の反対意見が出されました。

その他、当委員会の関係各課から詳細な説明があり、それぞれの説明について委員より質疑や意見がなされました。委員長報告に記載されていない委員会審査における指摘事項については十分留意し、今後の市政運営に反映されるよう要望します。

慎重に審査した結果、賛成多数で原案認定すべきものと決定しました。

次に、事件番号、議案第57号、件名、由布市防災会議条例の一部改正について。

経過及び理由、東日本大震災の教訓から、災害対策基本法の一部改正を行い、防災会議と災害対策本部の役割を見直し、役割分担を明確にしています。

防災会議の所掌事務は、これまでの「情報を収集」するのではなく、「防災に関する重要事項を審議」し、「市長に意見を述べること」に改正されました。また、委員に自主防災組織の代表者と学識経験者が追加されています。

防災士の育成について、現在は県事業として取り組んでいるが、いまだに地元に防災士がいない自治区が幾つもあります。自主防災が強く叫ばれる今だからこそ、最低でも自治区に一人の防災士が配置されるように、市としても明確な方針を打ち出して、市内全域に防災士育成の取り組みが広がるよう積極的な対応を求めます。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、事件番号、議案第58号、件名、由布市災害対策本部条例の一部改正について。

経過及び理由、本案は、災害対策基本法第23条が、都道府県と市町村の災害対策本部の役割を明確化したことに伴う条例の一部改正です。これにより、災害が発生した場合の機動性が求められる応急対策は、災害対策本部に一元化されることとなります。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、事件番号、議案第59号、件名、平成24年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

経過及び理由、当委員会に係るものとして、歳入の主なものは、1款の市税1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税については、調定額の確定による補正。10款の地方特例交付金は

額の確定によるもの。11款地方交付税は、普通交付税の算定が終わり額の確定によるもので、確定額は前年度より6,158万1,000円増の52億5,374万4,000円です。

19款繰入金の1項1目繰入金の1節他会計繰入金は、平成23年度の精算に伴う他会計からの繰入金。2節の基金繰入金は、市税、普通交付税、繰越金などの額の確定により歳入超過となったので、当初予算で措置した財政調整基金繰入金の減額、減額後は8,453万1,000円です。

歳出の主なものは、2款総務費の5目財産管理費96万1,000円は、湯布院庁舎の浄化槽ブローア修理費と相談室のエアコンの故障による備品購入費。6目企画費のクアオルト事業費86万7,000円は、山形県上山市で開催される研究会への参加経費です。7目電子計算費の行政情報化推進事業費80万円は、庄内町大津留で発生した火災による光ファイバー修理等の経費。9目地域振興費の電源立地対策交付金事業は、庄内分が防火水槽設置の事業費で511万6,000円、挾間分は小型動力ポンプ一式2台分購入事業で392万円、湯布院分はごみステーション設置と集会所構内舗装の事業で395万円です。防衛交付金事業費90万円は、南由布駅前、下湯平のふれあい公園の詳細設計委託料です。由布川地域都市再生整備事業142万8,000円は、地域交流センター建設に伴う基本設計等委託経費です。

9款消防費1項消防費1目の常備消防費は、無線4局の定期検査委託と携帯型無線機2個の購入費。消防施設整備事業費の委託料は消防庁舎建設に伴う不動産鑑定料。消防無線デジタル化事業費の委託料は実施設計費です。非常備消防費の消耗品費は、消防団員等公務災害補償等共済基金の助成を受けてシルバーゴム長靴35足を整備するものです。消防備品購入補助は4つの部に対するものです。

3目災害対策費の委託料は防災ラジオ局のエリア拡大に係る調査設計料。備品購入費は、災害現場連絡用デジタルMCA無線設備475万2,000円、防災行政無線戸別受信機20台の72万5,000円。災害被災者住宅再建支援事業補助金は、半壊1件、床上浸水3件の支援です。

14款予備費について、梅雨豪雨災害の関係で農業関係の復旧費用を予備費からの充用で行っています。そのため、今後の台風シーズンを迎えるに当たり、迅速な対応ができるよう2,500万円の補正計上したものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。御賛同のほどよろしく願います。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生常任委員長、小林華弥子さん。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 教育民生常任委員会の審査報告をいたします。

委員会審査報告書、本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議

規則第103条の規定により報告します。

審査日時、平成24年9月13日、14日、18日。審査場所、湯布院庁舎2階会議室。出席者は教育民生常任委員全員。担当課は記載のとおり。書記は議会事務局です。

認定第1号平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

審査の結果は、認定すべきものと決定です。

経過及び理由ですが、会計のそれぞれの額及び対前年度比の決算額については、お手元の資料に記載のとおりですので省略させていただきます。ここでは、委員会審査全体を通して出された意見について報告をさせていただきます。2ページ目の後段のところから報告いたします。

委員会審査全体を通しての意見としては、本格的な高齢化社会を迎え、医療費や介護給付費の伸びに伴う財政負担が年々市の財政を圧迫している中で、由布市としては健康立市を標榜し、年をとっても元気で健康に暮らせるまちづくりを目指すことは、市民の健康長寿、福祉向上のためには重要であるとともに、ひいては医療費や介護給付費の伸びを抑えることにもつながります。健康立市の実現のためには、各課が横断的に取り組む体制づくりを進め、市を挙げて実施していくよう期待します。

高齢者介護については、施設介護による対応だけでは限界があり、今後、在宅介護の必要性や重要性がますます高まってくるものと思われます。由布市として、在宅介護に対する市の基本姿勢を明確に打ち出し、在宅介護支援の方針や方向性を積極的に打ち出していくことも必要かと思われます。これまで福祉対策課で行ってきた在宅高齢者オムツ等購入補助金の事業は、今年度からは介護保険事業として継続されていますが、さらなる在宅介護者への積極的な支援を行っていくため、実情に応じた施策としていくためにも、オムツ等購入補助金や寝たきり老人等介護手当などについては、補助基準の見直しなどの対策を求めます。

各事業の実施現場においては、保健師など有資格者の増員が求められています。今後、事業の方向性や方針に見合った有資格者の増員を図るだけではなく、限られた人数の中でも有資格者が本来業務に専念できるよう、保健師や有資格者の育成と配置・活用体制の工夫を図っていくことが求められます。

また、学校・教育現場においては、全国的にいじめ問題が大きく取り上げられていますが、由布市においては、スクールソーシャルワーカーを配置し早期発見・早期対策に取り組める体制づくりを進めているとのこと。スクールソーシャルワーカーの配置については一定の効果が見られますが、いじめや不登校の問題は根が深く、要因も複雑で、一つの手法だけで解決できるものではありません。既存の制度や機能も活かしながら学校、地域、家庭が一体となって総合的に取り組んでいくことが重要と思われます。

また、学校給食における地産地消を推進していくためには、給食センターだけではなく、農政

部門の地産地消推進部局と学校教育課などが一体となって積極的にこの事業に取り組んでいける体制づくりを求めます。

社会教育事業では、利用しやすい公民館づくりを進め、各公民館の市民利用促進を積極的に図ること、また挾間の歴史民俗資料館や庄内のゆうゆう館については、小中学校の社会科見学や体験事業の利用を市全体に図るなど、施設の有効利用の促進を求めます。

また、障害者支援施設小松寮については、民営化を含めた運営の見直しが現行法令に基づいた新体系移行及び抜本的な法改正が見込まれるなどの理由から時期尚早とされていましたが、新体系移行も終了し、障害者総合福祉法が公布され、施行期日も近づいてきていることから、再度の調査・研究を始めるべきではないかとの意見も出されました。

このほか、当委員会の関係部分については各課より詳細な説明があり、委員からはるる質疑や意見が出されました。委員会で出された意見等については真摯に受けとめ、今後の施策執行において前向きな対応を求めます。

慎重審査の結果、全員一致で認定すべきと決しました。

次に、議案第56号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について。

委員会の経過及び理由ですが、本条例の制定は、平成24年12月診療分から大分県の事業として、県内の医療機関で受診した場合、医療機関窓口での負担軽減を図るために現物給付化をすすめる事業が始まるため、県内統一した手続きで事業が行えるよう、既存の由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の全部を改正するものです。なお、由布市では、既に子育て支援施策として医療費助成の制度を実施しており、本条例を改正しても、改正前と同様の助成が行われるものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

次に、議案第59号平成24年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

審査の結果は、原案可決すべきと決定です。

本補正予算について、当委員会に関係するものは、3款民生費1項社会福祉費の介護保険事務費で、介護基盤緊急整備事業費補助金841万7,000円の増額は2つのグループホームに対する防災改修補助。2項の児童福祉費の母子福祉費583万6,000円の増額は、ひとり親家庭医療費助成事業が現物支給制度となるのに伴うシステム開発費などです。4項知的障害者福祉施設費のうち工事請負費501万5,000円の増額は、小松寮の施設の床の改修や屋根の防水加工などの工事費です。

4目予防費の予防接種事業費616万5,000円の増額は、不活化ポリオワクチン接種委託と、このポリオの制度改正に伴うシステム開発料です。

5款労働費では、1項労働諸費のシルバー人材センター補助金30万円の増額は、湯布院連絡

事務所開設に伴う賃金及び通信費6カ月分の補助です。

また、10款教育費では、3項中学校費の教育振興費138万7,000円の増額は、九州・全国中学校柔道競技大会出場のための補助金。6項社会教育費、社会教育総務費149万3,000円の増額は、3つの自治公民館に対する改修の補助金でした。7項保健体育費のスポーツ・レクリエーション活動推進事業費343万6,000円の減額については、総合型スポーツクラブ事業補助金の庄内クラブ分が前年度の実績不足により、TOTOからの補助金が不交付になったため、歳入歳出を減額するものです。庄内クラブについては、当初予算で計上していた一般財源分のみで、経費の節減や備品購入を見合せ、ボランティアによる指導などで今年度の活動を行うとのことでした。

なお、不活化ポリオワクチンの接種が開始され、集団接種ではなくなり接種回数も増加したことから、保護者による接種時期のスケジュール管理などが重要になると思われます。ほかの予防接種も含め接種の機会を逃すことがないように、保護者への情報提供など丁寧な対応を求めます。

また、シルバー人材センターの湯布院連絡事務所の開設に当たっては、高齢者の生きがいくりにもつながるものであり、当事業が全市域に幅広く広がることを期待します。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続いて、議案第60号平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,460万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,795万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、6款療養給付費交付金の前年度実績に基づく精算交付金の補正計上や、14款繰越金で、23年度の決算剰余金を1億9,584万円補正計上するものなどです。

歳出の主なものは、2款保険給付費で一般被保険者療養給付費の財源更正、3款後期高齢者支援金では、平成24年の後期高齢者支援金の決定に伴い、不足分1,284万3,000円を補正計上するものなどです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第61号平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,488万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億8,282万2,000円とするものです。

今回の補正予算は、現時点における保険給付費などの年間必要額を推計し、不足する財源を保険料の増額や介護給付費準備基金の取り崩しなどで補うものです。

歳入では、1款保険料1目第1号被保険者保険料として、特別徴収、普通徴収、滞納繰越分の保険料357万3,000円を増額補正し、また国県支出金、支払基金交付金などを負担割合に応じて増額補正するものなどです。

歳出では、保険給付費の各事業における年間必要額を見込み、4,547万5,000円を補正計上するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

議案第62号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ354万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億855万9,000円とするものです。

歳入では、4款繰越金に23年度の繰越金246万4,000円を増額補正、5款諸収入の4項雑入には、高齢者広域連合の収納対策補助金を107万8,000円補正計上しています。

歳出では、1款総務費1目徴収費で、収納対策事業に伴う臨時職員1名分の共済費と賃金を107万8,000円増額補正、2款の後期高齢者医療広域連合納付金では23年度の還付未済額167万3,000円を増額補正するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。

続きまして、議案第65号平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ113万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,779万6,000円とするもの。

歳入では、23年度の繰越金が決定したので、3款繰越金1項繰越金に113万5,000円を増額補正するもの。

歳出では、その繰越金113万5,000円をそのまま施設管理費の施設修繕費として増額補正するものです。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定しました。何とぞ御賛同いただけますようお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、産業建設常任委員長、佐藤友信君。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 産業建設常任委員会審査報告書、本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

日時、平成24年9月13、14、18日。場所、湯布院庁舎2階会議室3、挾間庁舎3階会議室。出席者は委員全員です。担当課は表記のとおりです。書記は議会事務局です。

審査の結果、認定第1号平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定について。

平成23年度決算の当委員会に係る歳入は、13款農林水産業費分担金では県営中山間地域総合整備事業分担金、土木費分担金では生活環境整備事業分担金が主なもの。

14款土木使用料では、住宅家賃収入が滞納繰越分の増により、対前年度比で1.5%増加した。土木手数料の屋外広告物手数料は、199件の広告物申請があった。

15 款土木費国庫補助金では、道路改良事業費補助金と災害復旧費国庫補助金が主なもの。

16 款農林水産業費県補助金では、経営構造対策事業補助金のパブリカ事業分終了等による減額、労働費県補助金では重点分野雇用創出事業交付金の増、商工費補助金では地域活性化補助金等の減額、災害復旧費県補助金については新たに増額。

次に、歳出は、4 款環境衛生総務費では集中処理浄化槽更新整備補助金、環境対策費では花いっぱい事業、清掃総務費では環境衛生組合負担金が主なもの。

6 款農業振興費では、歳入で報告した経営構造対策事業のパブリカ事業の完了したことに伴う減、畜産業費では、久住飯田南部区域広域農業開発事業の補助金の終了による減額。

7 款商工振興費では、挾間・庄内・湯布院各商工会への補助金、プレミアム商品券発行事業として地域経済活性化事業補助金、中小企業者に対する利子補給として新規10件、継続48件、合計58件の補助金、観光費では、地域観光情報発信業務、福岡アンテナショップ事業、また、JR九州とタイアップで行ったおもてなし商品券発行に係る観光交流者誘致促進事業補助金、由布川峡谷遊歩道改修工事費が主なもの。

8 款道路新設改良費では、県道龍原挾間線ほか県道11件の改良工事負担金、湯布院湯の坪街道の無電柱化実験としての道路環境向上実験事業、国交省補助事業6件等、公共下水道費については、事業中止による地方債の繰り上げ償還に伴う繰出金が主なもの。

以上、当委員会の意見として、観光費の由布市おもてなしキャンペーンについて対象商品販売人数が前年対比217%と大きく伸びがあり、間接的経済効果も見込まれ、成果が上がったことから、今後も観光客誘致促進に努めること、また、農業振興費の川西交流センター温泉施設代替掘削工事について早期の対応を図るよう意見を付した。

次に、簡易水道事業特別会計。

平成23年度由布市簡易水道事業特別会計の歳入総額は2億2,759万8,000円、歳出総額は2億2,576万4,000円、実質収支額は183万4,000円であった。

歳入は、水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金、基金繰入金が主なもの。

歳出は、総務管理費では上水への統廃合に伴う実施計画書作成業務委託料等、水質検査委託料、維持管理費では漏水等緊急修繕工事に係る需用費、公債費では計26件の借入償還額が主なもの。

担当課からは、給水単価に対し、給水原価が1立方メートル当たり約100円弱上回っているとの報告を受けた。原因としては、委託業務を実施したことによるもの。

委員会の意見として、事業全体の有収率は63.4%であり、健全な事業運営の中で給水を行っていくためには、さらなる漏水調査、修繕・改良等を実施し、有収水量を引き上げていく努力が必要との意見を付した。

次に、公共下水道事業特別会計。

平成23年度由布市公共下水道事業特別会計は、歳入歳出とも総額1億5,442万1,000円で、元金の償還金が主なもの。なお、本事業は平成23年度をもって中止とする。

次に、農業集落排水事業特別会計。

平成23年度由布市農業集落排水事業特別会計の歳入総額は1億2,182万8,000円、歳出総額は1億1,894万5,000円、実質収支額は288万3,000円である。

歳入は、施設使用料、一般会計からの繰入金、繰上償還借換債が主なもの。

歳出は、一般管理費では集落排水システム運用支援業務委託料、維持管理事業費では施設管理委託料、三船処理施設等の修繕費、公債費では償還金の元金及び利子が主なもの。

当委員会の意見として、使用料の不納欠損が出ていることについて、引き続き収納率向上に向けて努力するよう求めた。

以上、4会計について慎重審査の結果、全員一致で原案認定すべきものと決定しました。

認定第2号平成23年度由布市水道事業会計収支決算の認定について。

収益的収入及び支出は、水道事業収益が4億9,180万6,000円、水道事業費用が4億8,951万1,000円となっており、229万5,000円の純利益となった。

水道事業費用について、営業費用は、浄水場汚泥処理及び活性炭入替業務等委託料、減価償却費、水道施設の動力費、市内163件の漏水等緊急工事に係る修繕費、営業外費用では企業債利息が主なもの。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入5,164万5,000円、資本的支出2億5,127万9,000円となっており、1億9,963万4,000円の不足額が生じた。不足額については、建設改良積立金3,000万円、減債積立金1,000万円、過年度損益勘定留保資金1億5,686万1,000円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額277万3,000円で補填している。

資本的支出における主なものは、並柳配水池増設地地形測量業務ほか4件の委託料、挾間中村地区配水管改良工事ほか12件の請負工事費、量水器新設費、企業債償還金である。

慎重審査の結果、全員一致で原案認定すべきものと決定しました。

議案第59号平成24年度由布市一般会計補正予算（第3号）。

当委員会に係る補正の主な歳入は、13款分担金及び負担金では、農林水産業費分担金の耕地災害復旧事業分担金の増額。

15款国庫支出金では、地域住宅交付金等、公営住宅補助金の減額、災害復旧費国庫補助金の新規が主なもの。

16款県支出金は、農業費補助金の戸別所得補償経営安定推進事業ほか4件、災害復旧費補助金の増額が主なもの。

続いて、歳出は、4款衛生費では、環境衛生費の農業集落排水特別会計への繰入金減額、環境対策費のオイルフェンス購入に係る備品購入費の増額、環境条例策定事業について、講演会の実施、議事録の作成等の支援業務を外部委託から直営方式に切りかえることにより委託料全額減額が主なもの。

6款農林水産業費では、農業振興費のゆふブランド農業推進支援事業補助金として、ブルーベリー一部会等の生産部会に対して補助するため、新規補正するもの。また、戸別所得補償制度推進事業として、将来の農地保全のため、人・農地プラン策定業務を新規事業で行うことに伴う補正。畜産業費の肉用牛繁殖経営支援事業で若返り支援を目的に、牛5頭を追加するための増額、農地費の農地・水環境保全向上対策負担金等の事業量増による増額、林業振興費のイノシシ被害防止対策事業補助金の増額が主なもの。

7款商工費では、金鱗湖遊歩道ほか2件の工事請負費等の新規と増額、滞在型観光ビジョン推進事業補助金は、県が直接事業を実施することになったため減額。

8款土木費の道路新設改良費では、市道並柳線改良事業から市道奥倉線改良事業への組み替え、公営住宅購入事業費は、雇用促進住宅挾間宿舍の購入に当たり、固定資産税負担分の増額が主なもの。

11款災害復旧費では、農業用施設災害復旧費については、梅雨前線豪雨に伴うもので、農地46件、農業施設21件に係る委託料と工事請負費、土木施設災害復旧費については、梅雨前線豪雨災害に伴う合計18件の工事請負費の増額。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第63号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出にそれぞれ322万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億8,251万8,000円とするもの。

歳入は、簡易水道事業基金からの繰入金による増額。歳出は、積立金と塚原簡易水道に係る修繕費が主なもの。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

歳入歳出にそれぞれ188万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億170万9,000円とするもの。

歳入は、23年度繰越金の決定による増額。歳出は、基金積立金と来鉢・三船・東長宝の3地区に係る修繕費が主なもの。

慎重に審査した結果、全員一致で原案可決すべきものと決定しました。何とぞ御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

ここで暫時休憩します。再開は11時25分とします。

午前11時09分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

ここで総務委員長と教育民生委員長から発言の訂正の申し出がありましたので許可します。
総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田 正美君） 委員長報告の23年度由布市一般会計の決算についての経過及び理由で、3行目の「前年度に比較して4.4%改善され」という項目を「悪化し」に訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 次に、教育民生委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 済みません。委員長報告書の4ページですが、議案第60号平成24年度由布市国民健康保険特別会計の補正予算の額なんですが、「本補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,460万4,000円を追加し」、歳入歳出予算の総額ですが、「4億5,795万9,000円」と申し上げましたが、これゼロが抜けておまして、「4507959」なので、総額は「45億795万9,000円」が正しい数字です。大変失礼いたしました。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 認定第1号の簡易水道事業特別会計のところで読み違いをしております。真ん中辺の「担当課からは、供給単価に対し、給水原価」が正しいので、「供給単価」を「給水単価」と発言しました。済みません。訂正をしてください。よろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） これより審議に入りますが、議案についても委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する質疑にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、認定第1号平成23年度由布市一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 59号ですね。（「認定第1号」と呼ぶ者あり）ああ、認定。いや、済みません。

○議長（生野 征平君） はい。佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） お疲れです。教育民生常任委員長にお尋ねをいたします。（「マイクを」と呼ぶ者あり）教育民生常任委員長にお尋ねをいたします。

認定の報告の2ページの最終です。今、オムツ等の購入補助でございますが、今年度から介護

保険事業として継続されております。非常に私はこれはいいことだと思っていますし、私が教育民生常任委員長のときにも、非常にこういうことは、特に連れ添いさんが、どちらも大変な状況にあるから、何としてもそういう手当てをしてあげてくださいという形の中で取り組まれた事業と思っています。

最後のほうですね。オムツ等購入補助金や寝たきり老人等介護手当等については、補助基準の見直しを求めますということでございます。本当にいろんな縛りがあって、予算の関係でしょうが、そういう部分もあったと思うんですが、大変あれですが、具体的なやっぱり補助基準の見直しとかいう話が委員会の中でされたのか、教えていただきたいんですが、お願いします。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） お答えいたします。

このオムツ等購入補助金の補助基準なんですが、現在は要介護4以上で、しかも住民税の非課税の人でないと補助されないということが基準になっておりました。この住民税の非課税という部分がネックになって、補助を受けたいけれども受けられないという人が多く、予算額も満額執行できておりませんでした。

ですので、何とかできればこの基準を下げて、非課税者でなくても補助が受けられるようにできないかというような意見が出たのが実際です。介護保険事業のほうに移行しても、基準が今変わってなくて、要介護4以上で非課税者というふうになっていますので、ここら辺を基準を緩和できないかという意味の意見、対策を求めたということです。

○議長（生野 征平君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） わかりました。委員会としては、やっぱり具体的に説明を受けた中で担当課とお話をするときに、やっぱりそういうのは、縛りをかなり緩くしたほうがいいということ言われたのかどうか。そういうことにならんと、やっぱり改善はされんと思いますので、その辺のところもわかれば教えてください。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 委員会の中では、非課税という基準を外してくれというふうには申し上げました。その場合、この23年度実績では、この補助を受けた人が21人が実績だったそうです。もしこれを非課税という枠を取っ払った場合には何人ぐらいが見込まれるかと言ったら、推計して多分70人ぐらいになるだろうということで、倍以上になると、となると、その予算措置が問題になるというふうな説明を受けましたが、その総額を言っても、70人ぐらいであれば、何とか非課税者でなくても補助を受けられるようにしてほしいというふうに委員会としては意見を申し上げました。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 教育民生常任委員長にお伺いいたします。

今の続きなんですけど、2点あるんですけど、まず1点目は、そのオムツの今非課税を緩和するというような説明だったんですけど、要介護については4以上ということが言われておりましたが、要介護についての段階的な緩和については意見が出されなかったのかどうかをお伺いします。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 要介護度につきましては、今年度介護保険のほうでやるときに、要介護4ではなくて、3に下げようかという検討がされたというふうな報告がありましたけれども、実際は今は同じく4になっているという報告がありました。

この非課税であるということと介護度をあわせて、その見直しを検討したいというふうに担当者からは返答があったところです。

○議長（生野 征平君） 淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） ぜひとも、介護度の見直しもしていただきたい。委員会で、またそのような議論も継続してしていただきたいというふうに思っております。このことについては答弁はいいです。

あと1点目は、3ページの最後のほうなんですけれども、障害者支援施設小松寮についての民営化についてのことが記載されております。私も、まさにこのとおりだというふうに思っております。

そういう中で、その新体系移行も終了し、障害者総合福祉法が公布され、施行期日も近づいていることから、再度の調査・研究を始めるべきではないかとの意見も出されたということですが、このことについてもう少し、行政の答弁も含めてお聞かせいただければと思います。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 小松寮の民営化については、随分前から検討が上がっていましたが、一時期、その新体系に移行してからもう一遍考え直そうということになっておりました。本年度から新体系に移行しております。それから、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備について、ことしの6月27日にこの法案が公布されております。それで、施行期日が平成25年の4月1日、一部は平成26年の4月1日から実際に施行が始まるというふうな状況にあります。

ですので、そのもう一度、このもう新体系にも移行しているし、公布も済んでいるので、改めて、その中で今後民営化について検討し直したほうがいいんじゃないか、考え始めたほうがいいんじゃないかというような内容です。

○議長（生野 征平君） 淵野けさ子さん。

○議員（13番 淵野けさ子君） 最初から私は抜本的な改正はできないと見ておりました。後期高齢者医療もそうでありまして、本当に後期高齢者医療をなくして新たなものにするとか、障害者支援法を、全くこれは廃止するんだというような、もう大変耳ざわりのいいような政策を民主党自身が打ち立ててきたんですが、それも抜本的な改革はできておりません。

最初から私もそう思っていたんですが、この小松寮についても、名前は障害者総合福祉法というふうになっておりますけれども、それこそ抜本的な改正じゃないと思っておりますが、制度は制度として、要するに国民・市民が使い勝手のいい制度にやはり変えていなければいけないと、これは改善していくべきだというふうに思っておりますが、そういう中で、やはり民営化というのが行財政改革の中でうたわれてて、やはり何年かおくれたと私は思っておりますので、この分は委員会としても注視して見守って、しっかり意見を述べていただきたいというふうに思っておりますので、答弁は要りませんが、そういう思いであります。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） 産業建設委員長にお尋ねいたします。

川西交流センターの一件ですけれども、今後、あの川西交流センター、この前の説明では温度が低いというふうな報告がありました。今後、これをどのように運営していくのか、またどのように聞かれたのか、その辺をお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） 産業建設常任委員長です。質問にお答えします。

掘削工事の中で、520メートル地点でパイプが曲がったということで、ポンプを入れられないというんですか、そういう状態になりました。それで、440メートル付近で掘削のパイプに穴をあけまして、横に穴をあけまして、そこから35度のお湯がとれるようになったとお聞きしております。

後の対策としまして、業者さんが、今掘っている業者さんが加熱装置をつけて、まだ何度になるかわかりませんが、入れる温度まで加熱をすれば、その方法については、安くできる、また維持経費も安く上がるような方法を今考えているところです。

それから、あと維持費がかかると思うんですけど、それに関しては指定管理業者に持っていたくというふうに聞いております。

○議長（生野 征平君） 鷲野弘一君。

○議員（1番 鷲野 弘一君） よくわかりました。それじゃ、このまんまで話が早く進んで、私たちがまた早く入りに行けるように、よろしく願いいたします。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これ以て質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 認定1号の反対討論をいたします。

委員長も書いてくれています。総務委員長報告、これか。原案に反対意見として、1つは、顧問弁護士を年50万で年間通じて置いてるわけなんですけれども、今こんなに弁護士が多いときに、そんな、あの人がずっとこの間7年間専属でやっているから必要だみたいな、そんなことが継続して許されるんかというふうに私は思うんですけどね。それがまず第1点。

いやが上、その人に訴訟代理もさせるということで、私にとってはマッチポンプだというふうに思うんですよ。無理に訴訟して、弁護士費用も取る、あるいは顧問料も取るというような、そんな関係じゃないかというふうに私は思うんですけども、その辺が疑問に思っています。

2つ目は、これはもう前の財政課長からずっと言ってることなんですけれども、一般会計からの繰入金、特別会計に対する繰入金ですね。これについて、監査委員自身が、削減する方向でやれというふうに指摘していますけれども、実際問題、何度も言いますけれども、国保会計、私が議員になった当時、70%が国の負担金でした。現在、それが二十数%になってるんですね。

その間、支払基金とか、いろんな財源の構成がえがあって今日まで来ていますけれども、基本的に国が50%、社会保障制度として、ほかの介護や後期高齢者医療費もそうなんですけれども、きちっと補填するということならわかるんですが、ほかのは公費という言い方をして、国、県、市でそれぞれ負担割合を決めています。ところが、この国保だけは、国がその50%を切っているながら、公費負担を50%にしてないんですね。そういうことで、その負担は一体どこがしてるんかという、保険者である市町村と被保険者の組合員に全部負担させていると。国保だけじゃありません。他の特別会計、どれをとっても、その一般会計繰り入れなしには大変な状況というのはわかっているにもかかわらず、削減を強要すると。

幸い国保は——幸いと言うべきかどうか、国保の値上げして5,000万ほどの増収になったんですけども、それでも足りないということで、四千数百万、基準外を1億円からふやして、1億4,000万にふやしたけれども、その前に2億円以上あった繰入金を一遍に1億円に削減したもんですから、年度末にそういう見通しが立たなくなった。結果的には、決算で見ると、2億4,000万ですか、剰余金が出ています。そういうふうに、そのもう赤字になってからいろいろするというんなら、私は話はわかるんですけども、赤字になる前に、赤字になるからということで保険料を上げたり、平気でそういうことをやってるんですね。

そのためにも、やっぱり繰入金というのは、そういうふうなめどが立たないために重要な要素もあるし、同時に、それぞれの事業を始めるときに、例えば健康温泉館、あるいは簡易水道、い

ろいろなものをやるときに、最低限これだけは市で補填するからという確約なしに出発した部分があるでしょ。だから、とにかくこれは必要だからやらなきゃいかんということで出発してるんですよ。だから、必要なのを誰が負担するかという点でいえば、最初に必要と感じて設置したものがきちっと負担して、事業を円滑に運営させるというのは当然のことなんでね。

基本的に社会保障と言われるものは、国にその負担を求めて、それぞれ市町村が設置したそれぞれの事業、特別会計にしたものについては、市町村が責任を持ってそれを運営するというのは当然のことなんですから、一緒くたにして繰出金を削減しようなんていう、これは前監査委員の意見書ですけども、そこ辺は厳密に、どういうことが妥当なのかということをきちっと新しい監査委員は指摘してほしいというふうに思います。

最後は、これはもう従来からずっと言っていることなんですけれども、住宅新築資金です。私が、合併して以来、返還金を見てみますと、庄内がほとんどです。庄内でそういう焦げつきというのはほとんどない。ところが、返還年数25年を確かに過ぎています。しかし、それまで返さなくて、平気で今日まで来たというのがかなりあります、湯布院の場合。

今度監査委員になられた土屋さんは、湯布院のときにもかなりこれを詳細に調べて、いろいろ手を尽くしたということは存じています。しかし、この間、個々のものについて具体的に追及なくて、一緒くたにして、さきの委員会でも議論になったんですけども、もう皆時効だから消そうじゃないかみたいなことを平気でみんな言うんですね。当局のほうも、うんそうだ、その半分ぐらいはもう時効にかかるみたいなことを平気で口で言ってるんですよ。そんなばかな話がありますか。議会に少なくともそういう話をする場合は、ずっとその一覧表を出して、これこれこういう事情でこうなんですよという、納得できるような方向を出してから言ってほしい。

この話は前々人権・同和対策室長ですか、課長のときにも、その話が出たことなんですけれども、ほとぼりが冷めたころ、これを持ち出して、チャラにしようというふうな話が出るんですけども、こういうことは絶対許されないと、ぜひとも、湯布院で過去そういうことをやった、手がけた手法で一件一件きちんと明らかにして、当然もう見込みのないというものは個別にはつきしさせて、それを明らかにして処理するのは当然だというふうに思いますけれども、少なくとも経緯を見ますと、いろんな手続を経てるようです。その手続の過程で、それを担保する措置もかなりこれにうたわれています。そういうことがずっとやられたのかどうかも含めてチェックして、これを回収する努力をすべきでした。この間、全くやってない。そういう点でいえば、これまできちっと返してきた庄内の利用者に対しても、私は非常に申しわけないと、むしろ当然なんですけどね。というような気がします。

税金の滞納の多いところで、そのごね得を許すななどということも言われていましたけれども、まさにこれはごね得なんですよ。最初の発端から、借りて、返さなくていいから借りれ借りれ

とって勧めた金なんでしょう。そんなことが許されるかっていうんですよ。同じ時期、挾間町にも住宅資金貸付条例ができましたけれども、かなり希望者がありましたけれども、一件もそれを許すことなく挾間は済みました。しかし、庄内、湯布院は、一番ピークは何年ごろだったんですかね。あのまとめて皆さんやりました。だから、そういう点でいえば、その当時の執行者の責任も問われますけれども、それをやっぱきちっと処理する現執行部も問われているというふうに思います。

きちっとするようなお願いも含めて、この決算認定1号に反対する討論といたします。

○議長（生野 征平君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第3、認定第2号平成23年度由布市水道事業会計収支決算の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 私がお尋ねしましたが、監査委員が、売れば売るほど赤字になるというふうな、監査委員の答弁でもそれが会計上表現として適切だったというような意見も言われましたけれども、委員会としてはどういうふうなまとめ方というんですか、それに対する意見になったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（生野 征平君） 産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（佐藤 友信君） お答えします。

確かに、水をつくるのに百五十一、二円かかっております。売るのに、要するにメーターを通ったお金が131円近くだったと思うんですけど、約20円ぐらいの差が出ています。

私たち委員会は、その内容等をお聞きして、これから先、今後どうするかという審議はしておりません。

○議長（生野 征平君） 西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） その151円のうち、その30%、51円というのは、いわゆる収益を上げるための原価には計算しますけれども、実際の売価には転嫁してないんですね。どういうことかということ、減価償却費そのものは、その内部留保資金として、金として水道事業の蓄積していくわけですよ。かなり大分減っていますけれども、合併以来から。

そういう点でいえば、さも減価償却費が水道の経営の圧迫についてるかのようになっています

けど、私は従来からずっと言ってるのは、金利の問題なんです。金利の補填は簡易水道でもやってきました。今でもやられてるんじゃないかな。上水については全く見られてないんですね、その分を。だから、そういう点でいえば、高金利の時代の金利負担というのを一体誰がするのか。そこまで一般の利用者にさせるというのは無理だということが、私の今まで主張していたことです。

だから、そういうことでいえば、水道委員会で、ただ原価計算だけで、その原価に含まれるからちゅうて、それは原価計算ではそれですけど、売却原価には減価償却費なんかはふくめようがないんでね。だから、そこ辺はもっと議論してほしいという、これは再度のお願いなんですけれども、次回の機会には、ぜひそのことも検討してほしいというふうに思います。

○議長（生野 征平君） 答弁は要りませんか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長報告は認定です。本案は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4、議案第56号由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第57号由布市防災会議条例の一部改正についてを議題として質疑を行

います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第58号由布市災害対策本部条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第59号平成24年度由布市一般会計補正予算（第3号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 溝口です。教育民生委員長にお伺いします。

報告の中で、5款労働費に係るシルバー人材センター補助金に関しての御意見として、まとめが「この事業が全市域に幅広く広がることを期待する」というふうにまとめておられましたが、この件で、どのような事務事業を、シルバーの事業を進めていくことを期待するのかの具体的な議論があったのか。

また、それが、具体的には挾間地域に本部がございませけれども、補助金が総額1,000万円を超えるというふうなことでございませけれども、その部分の30万か、あるいはまた補正ですの上乗せかが湯布院地域の事務費として半年分充当されるというふうになってございませけれども、庄内地域には全くなかったということで、この地域のずれをどのように幅広く広げていく

のかという議論がありましたかどうか。

もちろん、この今のような形で、3地域が非常に不均等な事業展開になっておりますけれども、そのあたりの改善策などの指摘があったのか、ちょっと細かいんですけども、この3点ぐらい、議論の内容をお聞かせください。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） お答えします。

どのような事業を具体的に広げていくかということについては、今もう既に行われている事業を全市域に広げるという意味で申し上げました。今実態として、挾間地域と、あと湯布院地域でのこのシルバーの利用が多いと、件数的に見ても多いと、特に湯布院地域のほうでこの事業を実施するときに、挾間の事務所から人が時間をかけて行ったりしなければならぬので、その今の実態に合わせたときに、湯布院に連絡事務所があれば非常にその今のニーズに対応しやすいということで、湯布院に連絡所をとというお話でした。

その30万円につきましては、これはとりあえずは年度途中で半年分の賃金と、あと通信費のみ計上されております。この半年、実際に連絡所を置いてやってみて、その実績を見た上で、また来年度以降、具体的な事務費をどうするのかとか、あと事務所を具体的にどこに置いて、どうい経費がかかってくるのかというのは、今後の検討課題になってくるだろうと、まずはその半年、連絡所を置くための経費を計上してみようということでした。

それから、庄内地域については、今現在の件数のニーズを見ますと、挾間の事務所から行く分で十分賄えるということですので、今の段階で庄内にも連絡所を開設するというようなことは上がっていませんが、今後、まずは湯布院に連絡所を置いて、今後のニーズが上がってきたときに応じて検討していくのがよかろうという話になっておりました。

以上です。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） ということは、全市域に幅広く広がるということで、庄内も私は想定しているんだなというふうに理解しましたけれども、現段階では庄内は想定の中に入っていないと。もし途中で、挾間からわざわざ行くのを湯布院で賄おうとする意義はわかります。途中で、庄内の方々をピックアップしながら湯布院へ行くという効率的な考え方もできると思うんですけど、そのあたりの3地域の連携に関する話は、その説明の中にあっただけでしょうか。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） この連絡所なんですけれども、実際にその事業をする方がいるのではなくて、その受注を受けたときに、例えば現地に行って草刈りをしてもらいたいというような連絡が入った場合に、実際にその連絡所にいる方が、実際に現地に行って、見積もり

を出したりとか、何人分要るのかとかってというようなことを検討して、持ちかえって、じゃ何人分必要だからということで、実際に働いてくれるシルバーの方に連絡するというので、連絡所は、その連絡係、見積もりなんかをする人が常駐する場所として必要だということだそうです。

ですから、実際に事業をやって、例えば草刈りをしてくださる人たちというのは、挟間からわざわざ来るのではなくて、登録している、例えば湯布院だったら、その近くの人で登録している人をお願いしたりというようなことをしているそうです。

庄内については、今の段階での連絡所をという声は上がっていませんけれども、今の状況の中では十分挟間の本所からで対応ができるということで上がっていませんが、今後、この事業を拡大していったら、庄内でもニーズが上がってくれば、そういうことも考えられるだろうというお話でした。

○議長（生野 征平君） 溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） 由布市シルバー人材センターという名称でこの事業をやっている限り、3地域に押しなべてというのが大前提だと思うんですね。ところが、実態を見ますと、今委員長が御理解されているように、さまざまな形の不平等とは申しませんが、シフト、足場がどこにあるのかというのが、非常に庄内と湯布院の方々、御高齢のシルバーの方々に対しての心情の中に、うちらが幾ら便利な仕事をもらおうと思っても、挟間経由でなけりゃ、事務所経由でなけりゃだめなんだなという、ある意味諦念、諦めに近い言葉を聞きますので、今後、これからの委員会の中でも、いかにそれを執行部が是正しようとしているのかは注視していったいただきたいということを要望して、御答弁は結構でございます。よろしくお願いたしたいと思っております。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案に対する各委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第60号平成24年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立18名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第61号平成24年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第62号平成24年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第63号平成24年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第

1号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(生野 征平君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(生野 征平君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長(生野 征平君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第64号平成24年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(生野 征平君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(生野 征平君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長(生野 征平君) 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第65号平成24年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算(第1号)を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤郁夫君。

○議員(9番 佐藤 郁夫君) 時間がありませんが、手短にお尋ねします。

この件につきましては、私もさきの教育民生常任委員長のときにもいろいろ議論してきました。特に、当初の湯布院の町議会のとときの目的、条例を見ますと、これは産業部門、多くの人たちのことを考えて、やっぱりこの温泉館をつくったという経緯がございますし、今の状況になれば、非常にやりくりが大変と、そして昨年やったですか、赤字決算をしております。

そのときも議論を少ししましたが、やっぱりこういうことになれば、市民のためのという条例改正等を含めて、きちっとしたコンセプトをつくってやれば、私はあのときに意見として申し上げておきましたが、やっぱり一般会計に戻すんか、指定管理者という話も、このるる上がってきておりますので、そういうことがですね。あの認定のときに申し上げるべきでございましたが、

来年のことがございますので、そういう話を委員会の中でされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（生野 征平君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（小林華弥子君） 議案65号の補正に関する審議のときにはその話はありませんでしたが、決算の決算認定の中で、今後のその特別会計のあり方については話題にはなりましたが、執行部側からの説明の中では、起債の償還が平成27年で終わるという予定ですので、それが終わってからの検討になるというようなことを言われてはいました。

委員会として、どうしろというところの議論まではいっておりません。

以上です。

○議長（生野 征平君） 佐藤郁夫君。

○議員（9番 佐藤 郁夫君） ありがとうございます。ぜひ、今から6カ月以上ございますので、やっぱり委員会の中で、きちっとやっぱり方向性を含めて、市民のためにいかにすればいいんかと、そういうことがやっぱり必要と思っていますので、ぜひ十分な御審議をしていただきますよう、これは要望でありますので答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立19名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後0時07分休憩

.....

午後0時07分再開

○議長（生野 征平君） 再開します。

追加日程第1. 発議第5号

追加日程第2. 発議第6号

追加日程第3. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（生野 征平君） お諮りします。ただいま議員発議として発議第5号から発議第6号までの発議2件及び各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件3件を日程に追加し、追加日程第1から第3として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、以上3件は追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第5号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。20番、工藤安雄君。

○議員（20番 工藤 安雄君） 発議第5号東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。平成24年9月21日。由布市議会議長生野征平殿。提出者、由布市議会議員工藤安雄、賛成者は議員全員でございます。

提案理由、東九州自動車道の全線開通を求めるため。裏面をごらんください。

この開通を求める意見書については、昨年の平成23年第3回定例会においても同趣旨のものを市議会議員全員の賛成を得て提出したところであります。

その後、本年5月に国土交通省から、平成28年度以降になっていた「佐伯～蒲江間」の供用開始時期が平成28年度供用予定と新たに公表されました。

このことは一步踏み込んだ対応と評価することではありますが、この自動車道は、災害や救急医療、農林水産業の市場拡大や観光振興の促進、そして暮らしに必要な道として最低限度必要な社会基盤であり、早期完成は沿線住民の悲願となっている。

高速道路は「つなげてこそネットワーク」であり、佐伯～蒲江間についても他の区間に合わせ、平成26年度に前倒しして供用することは必要である。

よって、九州を循環するネットワークの構築に向けた東九州自動車道の早期完成について、国会及び政府に、次の事項に取り組むように強く要望する。

- 1、平成26年度までに完成する他の区間と一体的な供用を図るため、供用予定を前倒しして、「佐伯～蒲江間」を平成26年度までに完成させること。
- 2、災害対応にも効果的な佐伯南IC（仮称）設置への支援を行うこと。
- 3、「築上～宇佐間」を平成26年度までに完成させること。
- 4、国が責任を持って、スピーディーに整備を進めるための必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。提出先については記載のとおり

でございます。何とぞ御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（生野 征平君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

発議第5号東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成26年度までの全線開通を求める意見を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。本案には全議員の賛同がありますので、簡易採決を行います。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第6号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。4番、長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） 日出生台演習場対策特別委員長の長谷川です。

発議第6号陸上自衛隊自衛官定数の増加を求める意見書。

上記の意見書を別紙のとおり、由布市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。平成24年9月21日。由布市議会議長生野征平殿。提出者、由布市議会議員長谷川建策、賛成者、由布市議会議員利光直人、同田中真理子、佐藤人己、佐藤正、太田正美、湊野けさ子、新井一徳、鷺野弘一ほか防衛議員全員であります。

提案理由、多様化する任務へ備え、必要な機能の充実を図るとともに、地域との共存共栄を維持、発展させるために、陸上自衛隊自衛官の確実な定数の増加を求める。裏面をお願いします。

陸上自衛隊自衛官定数の増加を求める意見書。

我が国を取り巻く安全保障環境は、継続する高い国防費の伸びを背景に軍事力のさらなる近代化を進め、我が国周辺海域において活動を拡大し活発化させている中国、また、核開発の継続や人工衛星と称する弾道ミサイル実験を敢行した北朝鮮、さらには、我が国周辺における艦艇、航

空機の活動が活発化の傾向を見せるロシア等が存在し、一層厳しさを増している現状であります。

一方、我が国の防衛政策にあつては、平成22年に「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）」が策定され、即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築するため、防衛力の整備、維持及び運用を効果的かつ効率的に行うことが打ち出されております。

しかしながら、中期防衛力整備計画における基幹部隊の見直し等では、陸上自衛隊について、戦車及び火砲の縮減及び常備自衛官削減のうち陸上自衛隊員定数の削減が明記されており、厳しい我が国の安全保障環境を守る重要な役割を有する陸上自衛隊にとっては、大変厳しい状況にあります。特に、尖閣諸島を含む九州南西方面での防衛対策として陸・海・空の自衛隊部隊の編成を強化しなければならないときに、必要な人員の確保は重要な課題であります。また、島嶼部での部隊の緊急配備・展開、緊急患者空輸や不発弾処理は言うに及ばず、大規模災害に伴う災害派遣活動はマンパワーが基礎となっており、陸上自衛隊の高度な専門能力と組織力は、ほかの組織では代替が不可能なものであります。

さらに、地域社会との連携に努めている陸上自衛隊の定数削減は、地域における各種行事等の民生協力や地域経済にも大きな影響を及ぼすことが懸念されるとともに、市及び市民との共存共栄を低下させることにもなり、豊かで安心できる市民生活を希求する我々としては、大きな危惧を抱かざるを得ない。

よって、国におかれては、国の防衛及び大規模・特殊災害対策、国際平和維持活動等、多種多様な任務が増加し続けている陸上自衛隊の確実な定数の増加を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。どうか皆様の御理解と御賛同をお願いします。提出先は列記してるとおりでございます。平成24年9月21日。

○議長（生野 征平君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

発議第6号陸上自衛隊自衛官定数の増加を求める意見書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 1点確認をさせていただきます。

今、提出者が提出理由を述べる冒頭に「日出生台演習場対策特別委員長である長谷川建策で

す」と述べられましたが、本意見書の提出は、日出生台演習場対策特別委員会として出すものではなく、個人の議員が賛同者を募って出すものであるということだと思いますが、そこら辺の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（生野 征平君） 長谷川建策君。

○議員（４番 長谷川建策君） 訂正いたします。個人で結構でございます。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。質疑——わからんじゃったですが、西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） ぼっと挙げただけです。済みません。

日本の防衛力そのものがどういう程度かというのはよく承知していないんで、お尋ねいたしますけれども、実際これが求めているのは陸上自衛隊の自衛官で、陸上に限っているみたいなんですけれども、国としては削減の方向を打ち出しているというふうに文章の中では書いています。

ただ、問題は、島嶼部での部隊の緊急配備というふうにならわっていますけれども、これは「しょしょぶ」って読むんですか。（「とうしょぶ」と呼ぶ者あり）「島嶼部（とうしょぶ）」、さきの尖閣で対策会議を行ったときに、防衛省だけ参加しなかったということで、基本的にはこれを防衛問題にしないというのが国の立場のようです。それに対抗して、こういう意見書を上げるというのはどうかと思うんですけれども、そこ辺についてはあんまり議論はされてなかったんでしょうか。

参考までに、現在の陸上自衛官の人数と、これで見込んである増加の人数はどのくらいを見込んでいるのか、お願いをしようとしているのか、そこ辺も伺えたらと思います。

○議長（生野 征平君） 長谷川建策君。

○議員（４番 長谷川建策君） 陸・海・空合わせて約４５万、それから５万ほど削減しております。陸上自衛隊においては２０万から少し今削減実際やっております。詳しい何十何名というのはわかりませんが、あと委員会——委員会じゃなくて、個人としても、この問題は大事な問題であらうと思い、防衛議員と相談し提出することにいたしました。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかに質疑はありませんか。西郡均君。

○議員（１２番 西郡 均君） 一番心配してたことが起こったような感じがしています。防衛議員連盟がどういう役割を果たすかということでは、そういう特定の目的のための議員連盟をつくるべきではないということをそのときも言いましたけれども、基本的に防衛議員連盟がやろうとすることがこういうことだというのが明らかになったというふうに思います。

そういう点で、先ほども小松寮の民間委託について主張する議員もいましたけれども、今の行政改革やいろんな波の中で、あえてこれに異議を唱えて、国の方針はそうだろうけれども、我々

としてはこうだというふうな主張することの意義というのがどこ辺にあるかということで、いわゆる随所に出てくるこの島嶼部の部隊の緊急配備等が入ってることをしたら、心配せざるを得ません。

そういう点で、防衛議員連盟の中では、何かそういう意見というのは全く出なかったんですかね。そこをちょっと危惧してるんですけど、個々の議員には直接当たったかと思うんですけど、みんなが集まる機会というのはさほどなかったと思うんですけども、皆さん快く御賛同したということでしょうか。

○議長（生野 征平君） 長谷川建策君。

○議員（4番 長谷川建策君） まとめて会議は持っていませんが、個々に相談しながら、皆さん快く賛同していただきました。

以上です。

○議長（生野 征平君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。討論——小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 私は、意見書の提出に反対をいたします。

自衛隊の役割や任務は一定程度、必要であると理解はしますが、今の状況の中で自衛隊の定数を増加することは、我が国の軍備拡大につながるものであると思ひ、私は反対いたします。

以上です。

○議長（生野 征平君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） これで討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員19名中起立16名〕

○議長（生野 征平君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（生野 征平君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

○議長（生野 征平君） 以上で、今定例会の議事日程は全て終了いたしました。

市長閉会挨拶。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成24年第3回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

9月5日に開会をいたしました本定例会でございますが、本日閉会日を迎えることになりました。

議員皆様には、17日間にわたりまして慎重な御審議をいただき、まことにありがとうございました。

また、本定例会に提案いたしました案件の全てを原案どおり可決をいただき、感謝をいたしているところでございます。

会期中の議員皆様からいただきました御意見や御指摘、また御提案をしっかりと受けとめて、今後もよりよい市政運営を行ってまいりたいと考えております。

さて、東日本大震災から1年半が過ぎましたが、現在も34万人の方が避難生活を強いられているなど、復興の道は大変険しい状況でございます。

さらに、国会の混乱や景気の低迷など、厳しい状況が続いておりますが、市民の皆さんが元気で笑顔が輝き、そして由布市が発展しますよう、地域の活動をしっかりと支えながら「住みよさ日本一のまちづくり」を進めてまいりたいと考えております。

どうか、引き続きまして、議員皆様の御理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、実りの秋、収穫の秋を迎えまして、大変多忙な時期になろうかと思います。日中の残暑と朝晩の冷え込みで体調を崩しやすい時期でもございます。

議員皆様におかれましては、体を御自愛いただき、市民の幸せと由布市の発展のために、さらなる御活躍をいただきますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶にさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（生野 征平君） それでは、平成24年第3回由布市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

9月5日に開会されました本定例会は、17日間にわたり熱心に慎重審議をいただきましたが、本日をもって閉会の運びとなりました。

本定例会に上程されました平成23年度決算の認定を初めとする重要な案件について、終始慎重なる審議をいただき、それぞれ適切な判断で議決賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。

また、議場においてそれぞれの形で熱心に傍聴いただきました方々を初め、インターネットを通じて視聴いただきました市民の皆様方、大変ありがとうございました。今後も広く議員活動に、さらには市政に御理解と御助言を賜りますようお願いいたします。

終わりに、議員各位並びに市長を初め執行部の皆様方には、何とぞ健康には十分留意され、ますますの御健勝と御活躍を願ひまして、閉会の御挨拶といたします。大変御苦勞さまでございました。

これにて、平成24年第3回由布市議会定例会を閉会いたします。御苦勞でございました。

午後0時30分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員